

【中国】科学技術普及法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2024 年 12 月、科学技術普及法が改正され、科学技術の普及活動の地位を高め、同活動に従事する人材や関係施設を強化し、虚偽情報の流布等を防止する等の規定が追加された。

1 背景と経緯

中国では、科学技術の発展のため、科学技術の普及活動が重視され¹、2002 年に科学技術普及法²が制定された。習近平政権では、科学技術の普及をより一層重視し³、2022 年、全国人民代表大会常務委員会は、科学技術普及法改正のため、その実施状況を調査し、財政支援、人材育成の不足等の問題を指摘した⁴。中国共産党及び国務院は、科学技術普及の強化に関する政策文書⁵を発出し、国民の科学的資質、関係主体の責任等を強化する中長期目標、政策方針を定めた。科学技術普及法の改正案は、2023 年 9 月から国務院で、2024 年 11 月からは全国人民代表大会常務委員会で審議され、同年 12 月 25 日に可決され、同日公布、施行された⁶。

2 改正法の概要

(1) 章構成

改正後の科学技術普及法は、全 8 章 60 か条から成る。第 1 章：総則（第 1 条～第 13 条）、第 2 章：組織管理（第 14 条～第 18 条）、第 3 章：社会の責任（第 19 条～第 28 条）、第 4 章：科学技術の普及活動（第 29 条～第 38 条）、第 5 章：科学技術普及の従事者（第 39 条～第 43 条）、第 6 章：保障措置（第 44 条～第 53 条）、第 7 章：法的責任（第 54 条～第 59 条）、第 8 章：附則（第 60 条）。以下、主な改正部分を中心に内容を紹介する。

(2) 総則

法律の制定目的として、イノベーション主導による発展戦略⁷の実施、科学技術の普及（以下「科学普及」）の全面的促進等が追加された（第 1 条）。科学普及では、科学を尊び、イノベー

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2025 年 3 月 11 日である。中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 国務院の科学技術部（部は日本の省に相当）等により、5 か年計画が策定されている。「科技部 中央宣传部 中国科协关于印发《“十四五”国家科学技术普及发展规划》的通知」2022.8.16. 科学技术部 <https://www.most.gov.cn/xgk/xinxifenlei/fdzdkgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2022/202208/t20220816_181896.html>

² 「中华人民共和国科学技术普及法」2002 年 6 月 29 日公布、施行。中華人民共和国主席令第 71 号。全 6 章 34 か条。なお、科学技術の発展のための他の法律としては、1993 年制定の科学技術進歩法（「中华人民共和国科学技术进步法」2021 年 12 月 24 日改正、2022 年 1 月 1 日施行。中華人民共和国主席令第 103 号）等がある。同法第 12 条にも、国として、科学技術の普及に係る事業を発展させること等が規定されている。

³ 2016 年、習近平国家主席は、科学技術の普及をイノベーションと同等に重視すると明言した。「习近平：为建设世界科技强国而奋斗」2016.5.31. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2016-05/31/c_1118965169.htm>

⁴ 蔡达峰「全国人民代表大会常务委员会执法检查检查组关于检查《中华人民共和国科学技术普及法》实施情况的报告」2022.8.31. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202208/t20220831_319088.html>

⁵ 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于新时代进一步加强科学技术普及工作的意见》」2022.9.4. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2022-09/04/content_5708260.htm>

⁶ 阴和俊「关于《中华人民共和国科学技术普及法（修订草案）》的说明」2024.12.25. 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241225_442027.html>; 「中华人民共和国科学技术普及法」2024 年 12 月 25 日公布、施行。中華人民共和国主席令第 43 号。

⁷ 中国語原文「创新驱动发展战略」。習近平政権で新たに策定された科学技術振興計画。

ションを追求する気風の形成を推進し（第3条）、科学普及は、国のイノベーション体系の重要な構成部分であり、国は、科学普及をイノベーションと同等に重要なものと位置付ける（第4条）と明記された。また、科学普及の業務では、科学的精神・科学者精神を宣揚し、疑似科学に反対しなければならない（第6条）、毎年9月を全国科学普及月間とする（第7条）、国として、全国国民科学的資質行動計画⁸を策定し、公民（国民）に科学的・理性的思考を育ませ、科学的世界観及び方法論を確立させる（第11条）等の規定が新設された。

（3）社会の責任

高等教育機関では、科学関係の教養課程を開設し、科学技術の倫理教育を行い、小中高校では、科学に対する児童・生徒の関心を刺激し、就学前教育機関では、科学的啓もう教育を強化し、幼児の好奇心、探求心を育むべきこと（第20条）、社会人、高齢者向けの教育機関では、公衆衛生、ネットワーク通信等に関する知識・技能を普及させ、高齢者、障害者等の情報収集等の能力を高めるべきこと等が明記された（第21条）。科学技術企業に対しては、科学普及の活動をその果たすべき社会的責任とし（第23条）、メディアに対しては、組織・個人が（SNS等の）新興メディアを活用し、科学普及の活動を行うことを奨励する（第25条）等とされた。

（4）科学普及の活動

新たに追加された第4章では、次の規定等が新設された。国は、科学普及に係る成果物・サービスの開発を支援し、科学普及に係る質の高い作品（読物等）の創作を奨励し（第29条）、科学普及に係る産業を発展させ（第30条）、災害事故の予防、救援等に関する科学普及を強化し（第33条）、職業訓練等に科学普及の内容を加えることを奨励する（第34条）。

（5）虚偽情報への対処

組織・個人が提供する科学普及に係る成果物・サービスは、合法性及び科学性を有していなければならない、虚偽等の内容を有してはならない（第35条）。国は、科学普及に係る情報の発信及び流布に対するモニタリング及び評価を強化し、流布の範囲が広く、社会への危険の大きい虚偽情報等に対しては、科学技術等の関係主管部門が、速やかに是正等を行うこととされた（第36条）。また、本法の規定に違反し、虚偽情報の作成、発信、流布等を行い、又は科学普及の名目で国の利益等を損なった場合（第54条）の罰則等が新設された。

（6）科学普及の従事者

新たに追加された第5章では、次の規定等が新設された。国は、科学普及の従事者への研修等を強化し、その思想・道徳、科学的・文化的な資質等を向上させる（第39条）。科学技術者及び教師は、自身の優位性と専門性を発揮し、科学普及の活動に積極的に参加し、これを支援しなければならない（第40条）。国は、条件の整った高等教育機関等が、科学普及に関係する学科・専攻を置くことを支援し（第41条）、科学普及に係るボランティア制度等を整備し、科学普及のボランティアを行うことを支援する（第42条）。

（7）関係施設の建設等

国は、科学普及に係る施設等の配置を整え、条件の整った地方・組織による施設の建設を奨励し（第45条）、科学普及に係る国のデータベース等を構築・整備し（第47条）、各級政府は、政府の計画に沿う施設の建設を支援すべきこと（第46条）等とされた。

⁸ 中国語原文「全民科学素质行动规划」。科学的資質を持つ国民の比率を高めるため、青少年、農民、高齢者等の重点対象を定め、施設整備等を強化する重点計画を示した。「国务院关于印发全民科学素质行动规划纲要（2021-2035年）的通知」2021.6.25. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/2021-06/25/content_5620813.htm>